

派遣先所属 岩手県 環境生活部 県民くらしの安全課

氏名 飯島 圭太 (いいじま けいた)

派遣期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の岩手県 県民くらしの安全課における私の主な担当業務は、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助事業」に関することです。

災害は地域的、時間的に偏って発生し、その復旧に要する費用は大きなものとなり、被災した地方公共団体のみで災害復旧事業費を全額負担することは困難です。そこで、迅速かつ確実な災害復旧を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的として、自然災害により被災した公共施設等の復旧については、一定の要件に該当する場合、国がその経費の一部を負担または補助する財政措置を講じることとなっています。

「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助事業」は、東日本大震災により水道施設に甚大な被害が生じたことから、従来の災害復旧費国庫補助事業について、補助対象施設の拡大や補助率の嵩上げ等の特例措置が設けられたものです。

具体的な業務内容は、被災した水道施設の災害復旧事業について、被災自治体（市町村）が厚生労働省（国）にその経費の補助を申請し、事業を実施するにあたっての書類作成・審査や連絡調整などとなります。国の補助を受けるにあたっては、災害の査定から始まり、復旧計画の協議、補助金の交付申請、復旧実績の報告、補助金の請求に至るまで、種々の手続きを行わなければなりません。これらの業務を、岩手県内の沿岸部9市町村（野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）を対象として、東京都職員2人、岩手県職員1人と共に進めています。

現在、被災した沿岸部市町村では、新たなまちづくり計画を勘案した水道施設の復旧・整備を進めているところです。今年度は5市町で12事業を実施しており、前述の事務手続きにより、事業費532,045,691円について国の承認を受けております。

岩手県では、平成23年度から平成30年度までを、東日本大震災津波復興計画期間としています。今後も引き続き、まちづくり計画に合わせた水道施設の復旧・整備を実施する必要があることから、居住地の移転事業や区画整理事業、道路・河川の災害復旧事業の進捗に注意を払いながら、それらに併せて業務を進めてまいります。

2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

派遣されて間もない平成25年4月に、沿岸の被災地を訪れる機会がありました。東日本大震災から2年が経過しており、震災直後に報道されていたような、あたり一面が瓦礫の山という光景は

そこにはありませんでしたが、グニャグニャに曲がったガードレールなど、ところどころで津波被害の爪痕が生々しく残っていました。また、取り壊された建物の基礎や鉄骨の柱だけが残っている場所が多くあり、そこに住まわれていた方々の居住移転先への水道施設の復旧・整備が早急に必要とされていることを肌で感じることができました。



2013年4月に訪れた大槌町中心市街地。瓦礫の撤去が行われ、取り壊された建物の基礎や鉄骨の柱だけが残っている景色が広がっていた。



被災した旧大槌町役場。筆舌に尽くし難い状況とは、まさにこのことだと感じた。